

大和市旧青少年センター跡地における
公私連携型保育所等運営法人募集要項

令和元年 8 月

大 和 市

— 目 次 —

1. 施設の概要	1
(1) 施設の設置目的と公私連携保育法人に期待する役割	
(2) 建設予定地及び建設手順	
2. 事業の概要	2
(1) 公私連携保育法人が実施する事業	
(2) 公私連携保育法人が行う施設の管理運営	
3. 施設運営にあたっての条件	5
(1) 保育及び各事業の実施	
(2) 留意事項	
(3) 報告・評価等	
(4) 調査及び指導	
(5) 保険及び損害等	
(6) 安全・危機管理体制の整備	
(7) 施設等の貸付け	
(8) 運営費・補助金等	
(9) 給食の提供	
(10) 災害発生時の協力	
4. 申込みの手続き	9
(1) 応募資格	
(2) 欠格事項	
(3) 法令の順守	
(4) 募集要項の配布	
(5) 提出書類	
(6) 質問の受付	
(7) 提出期限	
(8) 申込みに関する留意事項	
5. 選定の基準等	13
(1) 選定方法	
(2) 選定基準	
(3) 面接審査	
(4) 選定結果	
6. 公私連携保育法人の指定	14
(1) 協定の締結	
(2) 協定期間	
(3) 公私連携保育法人の指定	
(4) 公私連携保育法人の指定を行わない場合の補償	
(5) 設置の届出	
(6) 指定の取消し	
7. スケジュール	16
8. 提出先及び問い合わせ先	16
《別紙》 リスク分担表・・17、地域子育て支援拠点事業（こどもーる）運営委託仕様書・・19	

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的と公私連携保育法人に期待する役割

大和市では、待機児童数ゼロを継続するために保育所等の整備を積極的に進めていますが、女性の就業率が向上し、共働き世代が増加していることや核家族化の影響などにより家庭での保育が困難な保護者が増えていることから、特に低年齢児においては、定員に対して保育の利用申し込みが上回る状況が続いています。

このように増え続ける保育需要と多様化する保育ニーズに対応し、保育需要の集中する0歳児から2歳児の受入れを拡大する為、低年齢児型の保育所を旧青少年センター跡地に整備し、幼稚園を保育の受け皿として積極的に活用する本市独自の送迎ステーション事業と組み合わせることで、待機児童対策をより効果的に実施し、今後も見込まれる保育需要の増加に対応していきます。また、市の中心でもある大和駅に近い立地を生かして、休日保育事業や一時預かり事業のほか、子育て中の親子の交流促進や育児相談などを行う地域子育て支援拠点事業などを実施することで、子育て支援の拠点として様々な機能の充実を図る予定です。

そのため、保育所等を運営するにあたり、様々な事業を幅広く効率的に実施する必要があることから、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の8の規定に基づく公私連携制度により民間保育事業者のノウハウを活用することとし、当該施設を本市初となる公私連携型の低年齢児型保育所として設置・運営する事業者を公募し、選定手続きを行う為にも本募集要項を作成し、実施する事業の内容等について決めました。

公私連携型保育所の運営法人（以下、公私連携保育法人という。）には、協定で定める様々な子育て支援事業を市の関与を受けながら着実に実施していただくとともに、民間事業者としての知識、能力、経験を活かし、利用する市民の視点に立った効率的かつ効果的な運営を期待します。

(2) 建設予定地及び建設手順

① 建設予定地

場 所 大和市中央1丁目5-14（旧青少年センター跡地）

敷地面積 約1,721㎡

施設概要 平屋建て 900～1,000㎡程度

構 造 鉄骨造

設 備 電気設備、機械設備等（空調・換気設備、給排水衛生設備）

付帯工事 外構、フェンス、舗装、外灯、遊具、植栽、駐車場、園庭など

※当該建築物を設置した事業者から市が約10年間賃貸借し、公私連携保育法人に対して、建物を低廉な金額で貸付け（転貸）を行います。

② 建設手順

令和元年度に旧青少年センターの解体工事を実施するとともに、プロポーザル方式により建物の設計施工を行う整備事業者を決定し、市や公私連携保育法人と設計や建設に向けた協議を重ねながら、令和3年1月末までに建物を完成させる予定です。

③ 開所予定日

令和3年4月1日

2. 事業の概要

(1) 公私連携保育法人が実施する事業

① 低年齢児型保育所（定員60人）

定員構成：0歳児8人、1歳児24人、2歳児28人

ただし、保育需要の状況により、定員を超えた弾力的運用を実施すること。

対象年齢：生後8週～2歳児まで

開所時間：午前7時～午後6時までの11時間保育を月曜日から土曜日まで実施するとともに、延長保育事業を午後8時まで実施すること。

休所日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

ただし、休所日には別に記載する休日保育事業を実施すること。

なお、この水準以上の内容で実施することを妨げるものではありません。

職員配置：0歳児3人に対して保育士1人、1歳児4人に対して保育士1人、2歳児6人に対して保育士1人を基準とすること。

- ・上記配置基準に加えて、シフト勤務や障がい児に対応する保育士、子育て相談を行う保育士など必要な保育士を配置し、うち1人以上は看護師とすること。
- ・施設長、主任保育士、嘱託医及び調理員等、必要な職員を適正に配置すること。
- ・施設長は、児童福祉施設において主任保育士またはこれに相当する職として3年以上の勤務実績があるものとし、その他の保育士はそれぞれの年齢と経験に配慮しながらバランス良く配置すること。

※公私連携型保育所とは、児童福祉法第56条の8第2項に規定する協定を締結して設置されるものであり、市が設置運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物などを無償又は廉価による貸付とその他の支援を行うとともに、適正な運営が行われるよう人員配置や提供する保育事業等に関与しながら、運営される保育所です。

② 送迎ステーション事業*（定員60人）

定員構成：3歳児20人、4歳児20人、5歳児20人を目安とするが、保育の必要性が高い2歳児の利用がある場合には、定員を超えて弾力的に受け入れること。

対象年齢：幼稚園の送迎バスを利用する2歳児～5歳児

開所時間：幼稚園や認定こども園で過ごす時間以外の前7時～午後6時までの間で預かり保育を実施するとともに、延長保育を午後8時まで実施すること。

休業日：無し

その他：送迎ステーション事業は市の待機児童対策として実施することから、利用にあたっては保育ニーズの高い大和市民を優先することとし、利用の承認や保育士の配置などについては、大和市子育て支援施設の運営方法に準じること。また、令和3年4月からの利用承認については、大和市の教育・保育施設等の令和3年4月入所申込期限までに行うこと。

※幼稚園又は認定こども園の児童を対象に教育時間の前後や休園日に、預かり保育を実施する事業であり、中央林間東急スクエア内の大和市子育て支援施設きらきらぼしで実施しているものと同様です。

③ 一時預かり事業（一般型）※（定員20人）

対象年齢：生後8週～5歳児まで

休業日：無し

開所時間：午前7時～午後8時までの12時間の間で、1日8時間を限度として預かり保育を実施すること。

※1. 児童福祉法第6条の3第7項及び平成27年7月17日27文科初第238号・雇児発0717第11号文部科学省初等中等教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連盟通知
2. 理由を問わずに預かる緊急的保育のほかに、就労や学業等により週3日程度の範囲で定期的に児童を預かる非定型的保育を実施する事業です。

④ 延長保育事業※

対象年齢：生後8週～2歳児まで

実施日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日を除く毎日とする。

実施時間：午後6時から午後8時までの2時間

※1. 子ども子育て支援法第59条第2項及び平成27年7月17日雇児発0717第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
2. 通常の開所時間を超えて保育を必要とされる保護者のために、少なくとも午後8までは時間を延長して延長保育事業を実施します。

⑤ 休日保育事業※（定員20人）

対象年齢：支給認定（2号、3号）を受けており、認可保育所等を利用している生後8週～5歳児まで

実施日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日、30日、31日とする。

実施時間：午前7時～午後6時までの11時間保育とともに、午後6時から午後8時まで

の延長保育を実施すること。

- ※1. 年末年始を含めて全ての日曜日・祝祭日に市内認可保育施設の在園児を対象とした休日保育事業を実施します。
- 2. 休日保育の受付や利用の承認などに関わる事務も公私連携保育法人が行います。

⑥ 育児相談事業※

対 象：就学前の児童とその保護者

休 業 日：無し

実施時間：午前9時～午後5時までの8時間

- ※児童福祉法第48条の4及び平成29年3月31日厚生労働省告示第117号の改正された新しい保育所保育指針に基づき、地域の保護者等に対する子育て支援として育児相談事業を実施します。

⑦ 地域子育て支援拠点事業※

対 象：概ね3歳未満児までの乳幼児とその保護者

休 業 日：12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

実施時間：午前9時～午後5時までの8時間

- ※1. 児童福祉法第6条の3第6項及び平成26年5月29日雇児発0529第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知
- 2. 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する地域子育て支援拠点事業を実施します。(別紙仕様書参照)

⑧ その他市長が必要とする事業

⑨ 公私連携保育法人が行う自主事業

(2) 公私連携保育法人が行う施設の管理運営

以下の業務を統括的に管理し、運用することにより、効率的な施設運営を実施すること。

① 施設の運営に関すること

- ・施設の利用（保育所の利用を除く）にかかる利用者の登録、利用承認等の事務
- ・施設の利用にかかる費用徴収に関する事務
- ・その他の予約等の業務

② 施設及び設備の維持管理に関すること

- ・整備事業者のプロポーザルに係る書類を必ず確認すること
- ・施設、設備の保守管理、点検、報告等に関すること（法定点検、報告を含む）
- ・施設の清掃や警備に関すること
- ・光熱水費・通信費等の負担と支払いに関すること

・その他の事務に関すること

③ 施設の修繕に関すること

- ・建物所有者が行わない施設及び設備等の修繕は、全て公私連携保育法人の負担とする。
- ・ただし、建物の躯体等にかかる大規模な修繕については、市と協議する。

④ 物品の購入等に関すること

- ・施設の管理運営に必要な看板、その他の設備や物品等の購入については、公私連携保育法人の負担において行うこと

3. 運営にあたっての条件

(1) 保育及び各事業の実施

- ① 公私連携保育法人は、本募集要項で定めた事業及び内容について、全て確実に実施すること。
- ② 公私連携型保育所等の安定的・継続的な管理運営を図るため、常に教育・保育内容等の向上に努めること。
- ③ 公私連携型保育所等で実施する各事業の効用を最大限に発揮し、本市の子育て支援を積極的に推進すること。
- ④ 公私連携型保育所等を利用する子どもたちの最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携を図りながら、安全で情緒の安定した生活ができる保育環境を用意すること。
- ⑤ 特別な支援が必要な児童や医療的ケア児の受入れなどに積極的に取り組むとともに、支援が必要な児童の家庭に対して保護者支援を実施すること。
- ⑥ 公私連携型保育所等で実施する各事業を利用する者に対し、公平で平等な利用の機会を確保すること。
- ⑦ 利用者からの苦情に対して適切に対応するため、苦情解決責任者を置くなど、苦情解決処理の仕組みを整備し、公私連携保育法人だけではなく、法人としての責任を持って対応すること。
- ⑧ 公私連携型保育所等の管理運営を行うにあたり、個人情報の保護を徹底すること。
- ⑨ 保育所の管理運営を行うにあたり、児童福祉法及び関係法令等を遵守し、管理の質の向上に取り組むこと
- ⑩ 公私連携型保育所等の管理運営を行うにあたり、地域住民と良好な関係を保つこと。
- ⑪ 市が行う保育行政等に関する研修会や会議等へ参加すること。
- ⑫ 公私連携型保育所等の施設は、子育て支援施策の象徴として市民に親しみやすいものとするため、施設名称は市側の意向を踏まえたものとする。
- ⑬ 公私連携型保育所等の開所時には、市民に広く周知するためにオープニングイベント等を行うとともに、運営開始後も子育て支援の拠点として様々な手法で施設のPRを行い、利用の促進を図る取り組みを実施すること。

(2) 留意事項

- ①保育用品や清掃用品だけではなく、災害時の備蓄なども含め収納スペースを活用し、屋内・外の環境を良好に保つこと。
- ②適宜、可動間仕切り等を活用し、児童の生活リズムや使用目的に応じた空間活用となるよう、配慮すること。
- ③待機児童等の状況に応じて、定員以上の利用ができるよう、職員体制を整えること。
- ④募集要項に関して疑義が生じた場合には、原則、質疑期間内に指定の方法により確認を行うこと。また、その後においても、事業が適切に実施できるよう、本市と誠意をもって協議すること。
- ⑤事業を実施するにあたり、関係する補助金の有効活用など、積極的なコスト削減に努めること。
- ⑥令和3年4月開所に向けて、各事業において必要な準備業務を事前に行うこと。
- ⑦大和市環境マネジメントシステムの「環境方針」の趣旨を理解し、業務を行うこと。

(3) 報告・評価等

下記の事項について定められた期日までに報告するとともに、福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。

- ① 公私連携型保育所及び各事業に関する全体的な計画書を作成し、各実施年度の前年度3月末までに提出すること。
- ② 会計年度終了後60日以内に、業務報告書、実績報告書及び管理・運営に要した経費等の収支決算書を提出するとともに、5年間はこれを保存すること。
- ③ 市が管理・運営及び経理の状況について報告を求めた時には、上記に関わらず速やかに管理・運営業務にかかる経費や内容を明らかにした帳簿及び証拠書類を提出すること。
- ④ 保護者及び関係者の意見や要望及び満足度を把握するためのアンケート調査など、セルフモニタリングを定期的実施し、その結果を提出すること。
- ⑤ 保護者や関係者からの苦情や要望があった場合は、速やかに報告すること。
- ⑥ 事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに市及び関係機関へ報告すること。

(4) 調査及び指導

- ① 協定書に基づき、公私連携型保育所等の管理運営が適正に行われていることを確認するため、市長が公私連携保育法人に対してその管理運営及び経理の状況について報告を求めた場合には、すみやかに必要書類等を提出し、調査に対して誠実に対応すること。
- ② 市が管理運営状況を調査したうえで、改善すべき課題があると判断した場合には速やかに対応を図ること。

(5) 保険及び損害等

- ① 公私連携保育法人が管理運営業務を行うにあたり、公私連携保育法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

- ② 施設の管理・運営を行うにあたり、公私連携保育法人に生じた損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携保育法人の負担とする。
- ③ 施設の管理運営業務を行うにあたり、公私連携保育法人が第三者に及ぼした損害は、市の責めに帰する理由による場合を除き、公私連携保育法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(6) 安全・危機管理体制の整備

公私連携保育法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(7) 施設等の貸付

① 土地

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの協定期間中は、無償で貸付けます。

ただし、無償貸付けについては、議会の付議事項となる場合があるため、募集段階では決定していません。

② 建物

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの協定期間中は、時価よりも低い対価で貸付けを予定しており、年額約300万円程度を上限とする予定ですが、募集段階では決定していません。

③ 設備・備品

電気設備、機械設備、厨房機器など建物の整備事業者側で設置した設備や備品は、無償で貸付けます。

(8) 運営費・補助金等

① 運営費（施設型給付費）

毎月の初日の年齢ごとの在籍児童の人数に応じて、子ども・子育て支援法附則第6条第1項に規定する施設型給付費及び利用者負担額を合わせた額を委託費として支払います。

② 補助金

大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づき、他の民間保育所等に対する補助金と同様に予算の範囲内で交付します。ただし保育需要の動向などにより、補助金の内容や補助額等を変更することがあります。

※1. 送迎ステーション事業を利用する児童は、一時預かり事業の対象児童と合わせて国の子ども・子育て支援交付金の補助対象となるため、市の単独補助金はありません。

2. 延長保育事業も国の子ども・子育て支援交付金の補助対象となります。

3. 休日保育事業は施設型給付費の加算対象となるほか、大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付します。

4. 育児相談事業を実施するにあたり、専任の保育士を配置する場合には雇用経費として大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づく補助金を交付します。

③ 委託料

地域子育て支援拠点事業は、市と委託契約を結び実施するため、委託料による運営となります(補助金の交付はありません)。令和3年4月～令和4年3月(年末年始6日間を除く。)の運営にかかる係る委託料の上限額(消費税及び地方消費税は非課税となります。)は、次のとおりです。

上限額：年額9,490,000円

(仕様に変更等が生じた場合は、上限額も変更することがあります。)

※①～③の予算額については議会の議決が必要であり、本件公募時点において、上記予算額が担保されるものではありません。市は、本件予算について議会で議決が得られなかった場合に、公私連携保育法人に対していかなる責任及び費用負担も負いません。

④ 利用料金

公私連携保育法人において利用者から徴収する料金は、市の条例や規則などで定める範囲内で設定することを基本とし、それ以外は市の承認を得た上で、公私連携保育法人が定めることができます。

ただし、育児相談事業、地域子育て支援拠点事業については無料となります。

なお、条例に規定する利用料金の範囲は、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

(9) 給食の提供

- ① 全ての事業の給食は公私連携型保育所等の施設内での自園調理方式により提供し、全て当日調理し、当日喫食を原則とすること。
- ② 給食は、0歳児から2歳児までは、午前のおやつ、昼食、午後のおやつ(離乳食を含む。)を提供し、3歳児から5歳児までは、昼食と午後のおやつを提供すること。
- ③ 延長保育時間には補食または夕食の提供を行うこと。
- ④ 給食を提供するにあたり、定員に応じた必要な調理員を配置するとともに、栄養士が指導できる体制が整備されていること。
- ⑤ 食物アレルギー児等に対しては、生活管理指導表に基づき除去食等に対応すること。
- ⑥ 低年齢児型保育所及び一時預かり事業(送迎ステーション事業を含む)、休日保育事業等を対象とする完全給食とし、次の関係通知等を十分理解及び遵守し調理、給食を提供すること。

- ・「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3月31日付雇児発0331第1号・障発0331第16号局長部長連名通知)
- ・「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日付社援施第65号課長連名通知)
- ・「児童福祉施設における食事摂取基準を活用した食事計画について」(平成27年3月31日厚生労働省通知 雇児発0331第1号)
- ・「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」(平成8年6月18日厚生省通知社援施第97号)
- ・「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月16日付生食発0616第1号)

- ・『『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）』について』（平成31年4月25日子保発0425第2号）
- ・『『保育所における食事の提供ガイドライン』について』（平成24年3月30日雇児保発0330第1号）
- ・『授乳・離乳の支援ガイド（2019年改訂版）』（「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会）

- ⑦ 給食調理従事者、施設管理者、調理・調乳及び食事介助に関する保育士（0～2歳児担当）は、「腸管出血性大腸菌O157」、「サルモネラ菌」及び「赤痢菌」を含む検便検査（10月から3月までの間は「ノロウイルス」も含む）を毎月1回以上行うこと。なお、3～5歳児担当の保育士は、上記検査を2か月に1回以上、実施すること。
- ⑧ 主食費及び副食費を徴収するにあたり、市と協議のうえ、決定すること。

（10）災害発生時の協力

- ① 災害発生時には地域子育て支援拠点事業を休止し、乳児及び産後の母に特化した特定指定避難所として運用するために市への協力体制をとること。
- ② 災害発生時において避難者などが必要とする場合には、建物設備等の使用や防災備蓄用品の提供について協力を行うこと。

（11）協定期間の満了等による業務の引継ぎ

- ① 協定期間の満了等により受注者が変更となった場合、旧受注者は、速やかに施設等を原状に復し、新たな受注者との間で本業務の引継ぎを十分に行うこと。
- ② 新受注者との協定締結時から新協定期間開始までは、費用の支払いを伴わない引継ぎ期間とする。ただし、引き継ぎに係る費用が発生する場合の支払いについては、旧受注者に新受注者が支払いをするものとする。

（12）注意事項

- ① 「個人情報（特定個人情報を除く）の取扱いに関する〔特記事項〕」の趣旨を理解し、業務を行うこと。
- ② 「大和市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨を理解し、業務を行うこと。
- ③ 「大和市ポイ捨て等の防止に関する条例」の趣旨を理解し、業務を行うこと。
- ④ 「大和市暴力団排除条例」の趣旨を理解し、遂行すること。

4. 申込みの手続き

（1）応募資格

応募することができる事業者は、以下の全てに該当する法人とします。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に定める保育所、学校教育法第1条に定める幼稚園、又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律（平成18年法律第77号）第2条第6号に定める認定こども園を1年以上運営している法人。

- ② 社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人または株式会社であること。
- ③ 社会福祉事業に熱意と見識を有し、公私連携型保育所とそこで実施する様々な子育て支援に関する事業を運営するために必要となる十分な資力、社会的信用、技術的能力等を有し、継続的に安定した事業を遂行できること。
- ④ 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- ⑤ 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び児童福祉施設の設備運営基準等の関連法令や通知等を十分に理解し、遵守できること。
- ⑥ 市の保育行政と子育て支援に関する様々な施策を理解し、これに対して積極的に協力しながら公私連携型保育所等の運営にあたる意思があること。
- ⑦ 利用者及び地域との信頼関係を築くことができる者であること。
- ⑧ 候補者として決定した後に、事業の実施に向けて市や建物整備事業者と定期的な定例会議に対応できる職員体制を整えられる者であること。
- ⑨ 申込時点において、自己資金として年間総事業費の12分の1に相当する額以上を普通預金、当座預金等により有するなど経営が安定していること。（ただし、経営の安定性を証明する文書が提出された場合を除く。）

(2) 欠格事項

法人が、次のいずれかに該当するときは、応募者となることはできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者。
- ② 破産者で復権を得ない者。
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- ⑤ 引き続き2年以上その営業に従事していない者。
- ⑥ 法人又は法人が運営する施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- ⑦ 国税、地方税等を滞納している者。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者。
- ⑨ 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等である者。
- ⑩ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者。
- ⑪ 過去に児童福祉法第58条第1項の規定による認可の取消しを受けた者。

- ⑫ 過去に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項の規定による確認の取消し又はその全部若しくは一部の効力の停止を受けた者。
- ⑬ 児童福祉法第35条第5項第4号に定めるイ～ルまでのいずれかに該当する者。
- ⑭ その他市長が公私連携保育法人として適当でないとする者。

（3）法令の順守

公私連携型保育所等の施設における事業の実施や管理運営にあたっては、下記に掲げる関係法令等を遵守すること

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ② 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）
- ③ 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）
- ④ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び保育所に関連する通達
- ⑤ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
- ⑥ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（神奈川県条例第5号）
- ⑦ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（神奈川県規則12号）
- ⑧ 大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例
- ⑨ 大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則
- ⑩ 子ども・子育て支援法
- ⑪ 子ども・子育て支援法施行令
- ⑫ 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年規則第44号）
- ⑬ 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の労働関係法令等
- ⑭ 大和市個人情報保護条例（平成15年10月6日条例第22号）
- ⑮ 大和市情報公開条例（平成12年9月28日条例第19号）
- ⑯ その他公私連携型保育所等の運営を行うにあたり遵守すべき法令

（4）募集要項の配布

- ① 配布場所（郵送はしません）
大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター内2階 こども部 ほいく課
- ② 配布日時 令和元年8月1日（木）～同年8月30日（金）
- ③ 配布資料 ・募集要項
・提出書類一式【様式1】～【様式6】、（表1及び2）

（5）提出書類

- ① 公私連携保育法人指定申請書【様式1】
- ② 法人の定款又はこれに類するもの（最新のもの）
- ③ 法人の活動実績及び経営状況を説明する書類（収支決算書、事業報告書等）
- ④ 法人の財産目録
- ⑤ 法人の登記簿謄本（申込日前6ヶ月以内のもの）
- ⑥ 法人の納税証明書等
- ⑦ 法人の役員、理事、評議員の名簿【様式3】

- ⑧ 欠格事項に関する申立書【様式4】
- ⑨ 施設の管理運営に係る企画提案書【様式5】（別添：表1及び2の作成を含む。）
- ⑩ 施設の管理運営に係る収支予算書【様式6】及び運営費用見積書（任意書式）
- ⑪ 施設の管理運営に係る企画提案書に基づくプレゼンテーション資料
- ⑫ 本申し込みに関する連絡先等の窓口（任意書式）
 - ・ 部署・職名
 - ・ 担当者氏名
 - ・ 電話番号・FAX番号
 - ・ メールアドレス

※ 提出部数…全て紙による提出でお願いします。

正本 1部（社印等 押印のもの） 副本 11部（印無しで構いません）

※ なお、提出書類は、CD等によるデータ提出をお願いすることもあります。

（6）質問の受付

- ① 受付期間 令和元年8月1日（木）～ 同年8月30日（金）17時15分到着まで
- ② 受付方法 質問票【様式7】にご記入の上、直接ご提出いただくか、FAXまたは電子メールにて提出してください。電話や口頭等による質問は受付いたしません。また、受付期間終了後の質問につきましても回答いたしません。
- ③ 質問回答 予定回答期限を同年9月6日（金）とし、ホームページで公開します。

（7）提出期限

申込期間 令和元年8月1日（木）～ 同年9月13日（金）17時まで

※期限を過ぎたものについては、一切受け付けできません。

※窓口での申し込み時に書類の精査はいたしかねます。

なお、ご提出いただいた書類は返却できません。

※不備があった場合は、後日連絡いたしますので、ご対応願います。

※応募後に辞退される場合は、辞退届【様式2】をご提出願います。

（8）申込みに関する留意事項

① 接触の禁止

選考等委員会の委員、本件業務に従事する本市職員並びに本件関係者に対し、公私連携保育法人の候補者が選定されるまでの間、本件応募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

② 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③ 虚偽の記載をした場合の取り扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④ 提出書類の取り扱い

提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

⑤ 応募の辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届【様式2】を提出してください。

⑥ 費用の負担

申込に関して必要となる費用は、法人負担とします。

⑩ 提出書類の著作権

本市が提示する仕様書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、法人の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、提出された書類は、本市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を公表または使用できるものとします。

⑪ 申し込み時点で、運営している既設保育所については、当該保育所等の開所後5年以内に廃止しないでください。

5. 選考の基準等

大和市公私連携保育法人の指定に関する要綱に基づき、次に掲げる選考基準その他総合的に審査し、適当と認めた場合は公私連携保育法人の候補者として選定します。

(1) 選考方法

① 資格審査

指定申込書の提出後、事務局が法人の応募資格を満たしているかや欠格事項に該当しないか等について審査を行います。

② 選考等委員会による審査（書類審査・面接審査）

「大和市公私連携保育法人の指定に関する要綱」に基づき、「公私連携保育法人選考等委員会」を設置し、提出された書類とそれをもとにした応募者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査を行います。

③ 公私連携保育法人候補者の選定

市長は、選考等委員会の報告を受け、公私連携保育法人の候補者として第1位に決定された者と公私連携型保育所等の管理運営及び事業の実施などの事項について協議を行い、覚書を締結したうえで、公私連携保育法人候補者とします。

また第1位の候補者と協議が成立しない場合や辞退があった場合には、第2位の候補者と協議し、覚書を締結したうえで、公私連携保育法人候補者とします。

(2) 選考基準

① 低年齢児型保育所及び実施する各事業を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

② 低年齢児型保育所及び実施する各事業の効用を最大限に発揮するものであること。

③ 低年齢児型保育所及び実施する各事業の適切な運営及び管理並びに事業に係る経費の節減が図られるものであること。

④ 低年齢児型保育所及び実施する各事業の運営管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める基準

(3) 面接審査（法人よるプレゼンテーション）

① 日 時 令和元年10月16日（水）

② 場 所 書類審査後、通知します

※ 時間と場所は別途、通知します。

※ 選考等委員会における審議過程については、非公開とします。

(4) 選考結果

各法人宛に令和元年10月下旬までに通知し、ホームページにて結果を公開します。

6. 公私連携保育法人の指定

(1) 協定の締結

児童福祉法第56条の8第2項の規定により、公私連携保育法人の指定にあたり、あらかじめ次に掲げる事項を定める基本協定を締結します。なお、協定の締結は令和元年12月を予定しており、本協定の前提となる土地の無償貸付について議会の議決が得られない場合に本市は、公私連携保育法人に対し、協定に係る対価の全部及び一部、違約金、損害賠償金その他一切の金銭の支払い義務を負うことなく解除を行う特約を付して締結します。

なお、協定は以下の項目について定めることを予定しています。

- ① 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ② 公私連携型保育所における保育・子育て支援事業に関する基本的事項
- ③ 市による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ④ 協定の有効期間
- ⑤ 協定に違反した場合の措置
- ⑥ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ⑦ 施設等の原状回復に関する事項
- ⑧ 運営費用に関する事項
- ⑨ 利用料金に関する事項
- ⑩ 損害賠償に関する事項
- ⑪ 定期的な業務報告の実施に関する事項
- ⑫ 福祉サービス第三者評価の受審と報告に関する事項
- ⑬ 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑭ 管理運営業務に係る情報公開に関する事項
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項など

(2) 協定期間

令和3年4月1日～令和13年3月31日（10年間）

※期間満了後の更新（令和13年度以降）については、別途協議することとします。

(3) 公私連携保育法人の指定

土地及び建物等の貸付けなどに必要となる条例の議会付議事項の議決後、公私連携保育法人の候補者と児童福祉法第56条の8第2項の協定を正式に締結し、令和2年3月下旬頃に公私連携保育法人として指定するものとします。

(4) 公私連携保育法人の指定を行わない場合の補償

公私連携保育法人の指定に必要な議会の議決を得られなかった場合、または候補者の責や本市の財政状況等により、公私連携保育法人の指定を行わない場合には、公私連携保育法人の候補者が本募集要項にしたがって支出した費用等について、市は一切の補償の義務を負わないものとします。

(5) 設置の届出

公私連携保育法人として指定された後、令和3年4月1日の公私連携型保育所等運営開始までの市が指定する期日までに、市を経由して、神奈川県に以下の書類を提出することになります。

- ① 保育所設置届
- ② 園規則
- ③ 施設長、福祉の実務にあたる幹部職員の氏名及び履歴書並びに資格証明書
- ④ 事業開始（予定）後2年間の収支予算書
- ⑤ 収支予算書等運営の資金計画に関する書類
- ⑥ 保育所の運営主体（法人）に関する書類
 - ・登記事項証明書の写し
 - ・定款（または寄付行為）
 - ・法人代表者又は担当役員の履歴書
 - ・設置前3年間の会計年度における全体の財務内容が明らかとなる書類等

(6) 指定の取消し

公私連携型保育所等の運営並びに施設の維持管理等を適正に行うため、市が行う指導・指示に従わない場合、協定期間中においても公私連携保育法人の指定を取消すことがあります。

また、市の承認を得ずに公私連携型保育所及び各事業を第三者に委託又は請け負わせた場合、貸付けをした土地建物等の形状を変更した場合及び工作物等を設置した場合にも指定の取消しを行うこととなります。

- ① 児童福祉法第56条の8第7項の規定により、大和市は公私連携型保育所等の運営を適切にさせるため、必要があると認めるときは、公私連携保育法人に必要な報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることがあります。
- ② ①の立入調査等において、公私連携保育法人が実施する保育等が設備・運営基準に達せず、同法第46条第3項又は第4項の規定による処分が行われる必要があると認められ

るときは、神奈川県に対し、同法第56条の8第9項に規定する通知を行います。

- ③ 大和市は、公私連携保育法人が正当な理由なく協定に従って公私連携型保育所を運営していないと認めるときは、是正、改善その他の必要な措置を指示し、児童福祉法第56条の8第10項の規定により協定に従って保育等を行うことを勧告します。
- ④ 大和市は、③の当該措置への対応が十分でない認められる場合、又は公私連携保育法人が③の勧告に従わないときは指定を取消すものとします。
- ⑤ 指定取消しをした場合は、当該指定取消しの日において協定が解除されたものとみなします。
- ⑥ 指定取消しにより、公私連携保育法人に生じた損害等の費用について、市は一切の補償に関する義務を負わないものとします。

7. スケジュール

内容	日程（予定）
募集要項発表	令和元年 8月 1日（木）
募集要項等配布期間	令和元年 8月 1日（木）～ 8月30日（金）
質問事項の受付期間	令和元年 8月 1日（木）～ 8月30日（金）
質問の回答予定期限	令和元年 9月 6日（金）
募集締切	令和元年 9月13日（金） 17時
面接審査の案内	令和元年 9月24日（火）頃
面接審査	令和元年 10月16日（水）（予定）
選定結果の公表、応募者への通知	令和元年10月下旬
協定の締結	令和元年12月下旬
大和市議会における議決（予定）	令和2年3月下旬
公私連携保育法人の指定	令和2年4月（予定）
管理運営の開始	令和3年4月1日

8. 提出先及び問い合わせ先

大和市こども部 ほいく課 保育指導係

〒242-0004 大和市鶴間1-31-7 大和市保健福祉センター2階

電話 046(260)5672

FAX 046(264)0142

電子メールアドレス ko_hoiku@city.yamato.lg.jp

※質問票の送付は、上記提出先へお願いします。

《別紙》 リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	公私連携保育法人
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協	議
周辺住民・市民等及び施設利用者への対応	施設管理、運營業務内容に対する市民等及び施設利用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応		○
	上記以外のもの	協	議
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	協	議
	一般的な税制変更（消費税率の改定）等		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	協	議
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協	議
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	企画提案書等の公私連携保育法人が作成した書類の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（1件当り50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	経年劣化によるもの（公私連携保育法人の責めに帰さない修繕で、上記以外のもの）	○	
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（1件当り50万円（消費税及び地方消費税含む）未満の修繕費）		○
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定できないもの（上記以外のもの）	○	
	上記以外のもの	協	議
第三者への賠償	施設の運営管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協	議

セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協	議
需要変動	利用者の増減に伴う管公私連携保育法人の収益の増減		○
情報の保護	公私連携保育法人の知り得た情報の漏洩		○
債務不履行	公私連携保育法人の事業放棄、破綻等によるもの		○
事業終了時の費用	期間満了、中途における業務廃止に伴う撤収費用及び新しい指定管理者への引継費用		○
利用者の許認可	公私連携保育法人の責によるもの		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○
事業の変更・遅延・中止	公私連携保育法人の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
要求水準未達	公私連携型保育所等の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	公私連携保育法人の責によるもの		○

**公私連携保育所における地域子育て支援拠点事業（こどもーる）
運営委託仕様書**

1 目的

核家族化・都市化・少子化の進行の中で、子育て親子が気軽に集い、相談・情報提供・講習などのサービスを受けることができる場所を提供することで、子育て中である親の子育てへの負担感緩和を図り、地域の子育て支援の輪をつくることを目的とする。

2 設置場所

大和市中央1丁目5番14号内地域子育て支援拠点事業スペース 約100㎡

3 開所日・時間

(1) 開所日は毎日とする。

ただし、年末年始(12月29日から翌年の1月3日まで)は、閉所とする。

(2) 開所時間は、午前9時から午後5時までとする。

4 業務内容

次の業務を行うものとする。

(1) 子育て親子の交流・つどいの場の提供

地域の子育て家庭の親とその子どもに対して、気軽にかつ自由に利用できる場を開設するものとする。

(2) 子育てに関する相談・援助の実施

子育てに不安や疑問などを持っている子育て親子に対する相談・援助を実施するものとする。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域のさまざまな子育て支援に関する情報を提供するものとする。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

子育てに関心がある者や「こどもーる」の利用者など、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、月1回程度、子育て及び子育て支援に関する講習を実施するものとする。

5 配置職員の人数等

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者（以下「子育てアドバイザー」という。）を専任で原則2名配置するものとする。。

(1) 子育てアドバイザー1名は、社会福祉士・保育士・幼稚園教諭・保健師・助産師・看護師・栄養士のいずれかの資格を有する者を配置すること。

(2) 「こどもーる」には、子育てアドバイザーのほかに、子育てに関心のあるボランティアの参加も図るものとする。

6 子育てアドバイザーの勤務時間

原則として、午前9時から午後5時までとする。

7 関係機関との連携

事業の実施については、市の担当課を通じて、子育て関係機関と十分調整を図るものとする。

8 留意事項

- (1) 子育てアドバイザーは、「こどもーる」の利用者への対応には十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いないこと。
- (2) 業務を実施するにあたっては、大和市役所環境マネジメントシステムの「環境方針」の主旨を理解し、遂行すること（次頁「環境配慮に関する仕様書」を参照のこと。）。
- (3) 「こどもーる」の利用者への安全管理面について十分配慮すること。
- (4) 情報公開請求に対応できるよう書類等の整理に努めること。
- (5) 事業の実施にあたり、「こどもーる」の利用者のニーズを的確に把握するよう努めること。
- (6) 別紙「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を順守すること。
- (7) 別紙「情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項」を順守すること。

9 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

ただし、委託業務の実績が良好と認められるとき、かつ、市が「こどもーる」の運営事業を継続して実施するときは、令和13年3月31日を超えない範囲で更新をする場合がある。

10 支払方法

委託料の支払いは、年度に2回（前期・後期）の前金払いとする。

11 報告書の提出

- (1) 毎月の実施状況を記録した「業務実績報告書」を速やかに提出するものとする。
- (2) 事業終了後「事業実績報告書」を速やかに提出するものとする。